

# 相談室 Q&A

## 賃金関係

### Q 賃金の締め日を変更する際には どのような点に注意すべきか

現在、賃金の計算期間を前月16日～当月15日、支払日を当月25日としています。今般、賃金の締め日から支払日までの期間に余裕を持たせるため、計算期間を当月1日～末日とし、支払日を翌月25日に変更したいと考えていますが、問題はないでしょうか。また、問題がない場合、どのような点に注意して実施すべきかご教示ください。

(埼玉県 A社)

### A 就業規則を適正に改定することにより、賃金の締め日および支払日を変更することは可能。移行措置、社会保険および雇用保険手続きに留意する必要がある

回答者 伊勢谷憲子 いせや のりこ 特定社会保険労務士(社会保険労務士法人みらいコンサルティング)

#### 1. 就業規則(賃金規程)の改定

賃金の支払日は、「毎月払の原則又は労働協約に反しない限り、労働協約又は就業規則によって自由に定め、又は変更し得るものであるから、使用者が事前に第90条(編注:労働基準法90条の作成の手続き)の手続に従って就業規則を変更する限り支払期日を変更されても本条違反とはならない」とされています(厚生労働省労働基準局編『平成22年版 労働基準法・上』労働法コンメンタール③[労務行政] 358ページ)。

賃金の締め日および支払日は、就業規則の絶対的必要記載事項であり、変更するには、就業規則の改定が必要です。就業規則を改定する場合は、過半数で組織する労働組合または労働者の過半数を代表する者の意見を聴取し、意見書を添付して、所轄の労働基準監督署長へ届け出なければなりません。

#### 2. 移行措置

賃金の締め日を変更する場合、変更した月の固定賃金が少額になり、従業員に対し不利益となることが想定されます。ご質問のケースでは、変更前であれば当月25日に支給されるべき当月1～15日までの賃金が、締め日・支払日の変更により、翌月25日に支払われるため、変更月の支給額は、前月16～末日までの約半月分しか支払われなくなり、従業員の生活設計に影響を及ぼすことが考えられます[図表1]。したがって、変更に伴う不利益を最小限に抑えるために、次のような移行措置を講ずることが望ましいと考えられます。

- ①変更月を賞与やインセンティブ等の一時金支給月に合わせ、当該月の収入減に配慮する
- ②予告期間をなるべく長く設ける、移行期間を数カ月設ける等、従業員が準備できるよう配慮する
- ③無利子での貸し付けを行う

**図表1** 賃金の締め日を変更した場合

締め日変更：4月16～30日→5月25日払い		
4/25 (当月25日払い)	5/25 (翌月25日払い)	6/25 (翌月25日払い)
支払基礎日数 31日	支払基礎日数 15日	支払基礎日数 31日
3/16	4/15	4/30
		5/31

**図表2** 賃金の締め日を変更した場合の標準報酬月額を決定

算定期間	支払日	支払基礎日数	賃金額 (20万円とした場合)
3月16日～4月15日	4月25日	31日	200,000円
4月16～30日	5月25日	15日	100,000円←除外
5月1～31日	6月25日	31日	200,000円

### 3. 社会保険(報酬月額算定基礎届)

定時決定について、賃金の締め日を変更されたことにより、4月・5月・6月のいずれかの月の支払基礎日数が通常の月より増減する場合は、次のとおり取り扱うこととされています(参照：厚生労働省「標準報酬月額の定時決定及び随時改定の事務取扱に関する事例集」問2)。

#### [1] 支払基礎日数が増加する場合

支払基礎日数が暦日を超えて増加した場合、通常受ける報酬以外の報酬を受けることとなるため、超過分の報酬を除外した上で、その他の月の報酬との平均を算出し、標準報酬月額を保険者算定する。

#### [2] 支払基礎日数が減少した場合

賃金締め日の変更によって賃金支給日数が減少した場合であっても、支払基礎日数が17日以上であれば、通常の定時決定の方法によって標準報酬月額を算定する。

賃金締め日の変更によって賃金支給日数が減少し、支払基礎日数が17日未満となった場合には、その月を除外した上で報酬の平均を算出し、標準報酬月額を算定する。

したがって、ご質問のケースで、例えば、5月に賃金の締め日を変更された場合、5月25日に支払う賃金の支払基礎日数が17日未満となることから、この5月25日支払いの賃金は除外して報酬の平均を算出し、標準報酬月額を決定することになります[図表2]。

### 4. 雇用保険(離職証明書)

賃金の締め日を変更した場合は、離職証明書についても注意が必要です。例えば、5月に賃金の締め日を変更した場合、離職証明書の「賃金計算対象期間」は、4月16～30日について一期間として記載し、「備考」欄に賃金締切日変更の旨を付記して作成します。離職票に記載された賃金額は基本手当等の算出に利用されますが、賃金締切日の変更により、賃金支払対象期間が短縮された月については、賃金日額の算定期間から除外して計算します。賃金日額は、被保険者期間として計算された最後の6カ月間の賃金に基づいて算出されますが、この6カ月間とは、賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの期間が満1カ月あり、かつ、賃金支払基礎日数が11日以上ある月のみを対象としているためです(雇用保険法14条1項)。